

## 健康医療情報の二次利用によるデジタルヘルス推進にかかる調査業務 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

健康医療情報の二次利用によるデジタルヘルス推進にかかる調査業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的

昨今のデジタルテクノロジーの進展は著しく、AI を活用した次世代医療技術の開発、スマートフォンを活用したヘルスケアの進展、ロボットやアバターを活用した治療の開発など、多様なソリューションが登場しつつあり、デジタルテクノロジーはヘルスケア分野において非常に重要なツールである。

神戸市（以下、「本市」という。）では、医療産業都市の取り組みとして、平成27年度から健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックスに参画してきた。健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックスでは、個人の健康・医療データを収集・統合し、利活用するための市民 PHR 基盤が開発されており、この基盤を活用し、令和3年度より、神戸デジタルヘルス推進事業を開始する。

神戸デジタルヘルス推進事業は、神戸市民を対象として、計測データの二次利用のための同意取得まで行う“KOBE 健康・カラダ計測”を企業とともに実施するなど、企業ニーズを踏まえたヘルスケア関連データの取得を中心とした取り組みにより、デジタルヘルス分野の研究開発を促進することを目的としている。

本業務は、神戸デジタルヘルス推進事業の目的達成に向けて必要な調査の業務委託を行う。

#### (2) 業務内容

他都市の健康医療情報の二次利用事例、“KOBE 健康・カラダ計測”への企業ニーズに関する調査・分析を行ったうえで、神戸デジタルヘルス推進事業の事業スキーム、所要経費、自走化に向けたロードマップおよび報告書を作成する。

（「関連資料 仕様書」のとおり）

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日～令和4年2月28日

#### (5) 履行場所

神戸市医療・新産業本部医療産業都市部推進課（神戸市中央区加納町 6-5-1）

#### (6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

- (2) 委託料の支払い  
委託金額の支払い方法については契約締結前に別途協議を行う。
- (3) 契約書案  
「関連資料 契約書頭書、委託契約約款及び情報セキュリティ遵守特記事項」参照
- (4) その他  
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

受託者は、次に掲げる条件のすべてに該当することを要する。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないことなど、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条各号に該当しないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 本業務の遂行に係る連絡、調整等に際し、迅速に対応できる体制を有していること
- (7) ヘルスケアデータの活用に関する調査業務の受注実績があること

#### 5 スケジュール

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 公募開始          | 令和 3 年 4 月 1 日      |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 3 年 4 月 22 日     |
| (3) 質問受付締切        | 令和 3 年 5 月 10 日     |
| (4) 質問に対する回答      | 令和 3 年 5 月 中旬       |
| (5) 企画提案書の提出期限    | 令和 3 年 5 月 19 日     |
| (6) 選定結果通知        | 令和 3 年 5 月 24 日（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始     | 令和 3 年 6 月 月上旬（予定）  |
| (8) 事業完了          | 令和 4 年 2 月 28 日     |

#### 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付方法
  - ア 掲載期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 19 日 17 時まで
  - イ 掲載場所 神戸市ホームページ（事業者募集のご案内）  
※紙の配布は行わない。
- (2) 参加申込書等の提出及び質問の受付・回答
  - ア 受付期間（参加申込） 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 22 日 17 時までに持参もしくは郵送によることとする。  
持参の場合の受付時間は、9 時～12 時、13 時～17 時（土・日・祝日を除く）。なお、郵送の場合

イ 受付期間（質問票） は書留郵便によることとする。  
令和3年4月1日から令和3年5月10日12時  
までに、下記メールアドレス宛にEメールで送付  
することとする。

ウ 提出書類

- ①参加申込書（様式1号）
- ②参加資格確認書（様式2号）
- ③業務実績調書（様式3号）
- ④会社概要（パンフレット等）
- ⑤登記事項全部証明書、法人の印鑑登録証明書、納税証明書
- ⑥質問票（様式4号）

※⑤については、神戸市入札参加資格を有しない者のみ。

※⑥については、必要な者のみ。なお、審査内容に関係しない軽易な質問を  
除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

エ 提出部数 正本1部、副本1部  
(ウの⑤については原本1部、複写1部)

オ 質問の回答 応募者全員に、令和3年5月中旬に随時Eメールで  
回答

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年5月19日17時まで

イ 提出方法 持参又は郵送によることとする。

なお、郵送による場合は書留郵便によることとする。

ウ 提出書類

- ①企画提案書提出書（様式6号）
- ②企画提案書（様式自由、A4サイズ）  
なお、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
  - i 本業務に対する考え方、実施方針
  - ii 提案のセールスポイント
  - iii 本業務の実施方法、手法等
  - iv 設定課題に対する解決案または解決手法等
  - v 本業務にかかる実施体制・支援体制
  - vi 類似業務実績
- ③見積書（様式7号）
- ④団体概要（様式8-1号、様式8-2号）
- ⑤共同企業体結成届出書（様式8-3号）※共同企業体の場合
- ⑥ その他補足資料

エ 提出部数 正本1部、副本10部

オ 提出場所 本要領9に同じ

(4) 参加の辞退

参加申込後に、辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式5号）」により、  
担当部署に届け出ること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準（詳細は別紙参照）

	評価基準	配点
企画	業務の目的・背景を正しく理解しているか	10点
	行程の計画性、実施手順が具体的で合理的なものであるか	30点
	提案の内容に独自性があり、創意工夫が見られるか	20点
体制等	実施体制・人員体制は妥当か	10点
	従事者の業務経験・専門性	10点
	地元企業であるか (神戸市内に本店を有する場合10点、支店等が市内にある場合は5点を加点)	10点
価格	(全応募者のうち最も低い提案価格) / (当該応募者の提案価格) × 10 ※価格点の少数点第2位を四捨五入	10点

### (2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、「健康医療情報の二次利用によるデジタルヘルス推進にかかる調査業務」委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が行い、評価基準に基づき最も優れた企画・提案能力を有する事業者を優秀提案者として特定し、契約の相手方の候補とする。ただし、各選定委員の合計点の平均が6割未満の提案者は失格とする。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「企画」の得点が高い方を優先し、なお同点の場合は「体制」の得点が高い方を優先する。

### (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
  - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページにも掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

## 9 提出先、問い合わせ先（担当部署）

〒650-8570 神戸市中央区6-5-1 神戸市役所1号館23階

神戸市医療・新産業本部医療産業都市部推進課

電話番号：078-322-6569

メールアドレス：[iryosuishin@office.city.kobe.lg.jp](mailto:iryosuishin@office.city.kobe.lg.jp)

※ 来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。